

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|-------------|--|------|------|
| No | 20 | 府省庁名 | 金融庁 |
| 対象税目 | <input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 確定拠出年金制度の見直しに係る所要の措置 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>確定拠出年金制度の拠出限度額は企業型制度においては月額5.1万円（年額61.2万円）、個人型制度においては第一号加入者については月額6.8万円（年額81.6万円）、第二号加入者においては月額2.3万円（年額27.6万円）となっている。</p> <p>確定拠出年金制度の中途脱退要件は、企業型年金の加入資格喪失後、個人型年金の加入資格のない者については年金資産額が50万円以下であることが要件の一つとなっている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>確定拠出年金について、以下の点を認めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ ② 確定拠出年金の中途脱退要件の見直し | | |
| 〔関係条文〕 | 〔地方税法第34条、第314条の2〕 | | |
| 減収見込額 | [初年度] (-) [平年度] (-) [改正増減収額] (単位：百万円) | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>確定拠出年金制度を魅力あるものとし、確定拠出年金を通じた投資を拡大するためにも、拠出限度額の引上げ等を行うことが必要である。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | |
| | | ページ | 20—1 |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備 |
| | 政策の達成目標 | 確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進すること。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置とする。 |
| | 同上の期間中の達成目標 | |
| | 政策目標の達成状況 | 要望の性格上、明示困難。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 確定拠出年金制度の加入者（約 473 万人（平成 25 年 5 月末））に影響がある。 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 拠出限度額の引き上げ等により、確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進が期待される。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 確定拠出年金については、掛金の拠出時等において、税制の所要の措置が講じられている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| | 要望の措置の妥当性 | 拠出限度額の引き上げ等により、確定拠出年金を通じた「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、個人の資産形成を促進が期待される。 |
| | ページ | 20—2 |

| | |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>企業型確定拠出年金の加入者数 約 4,565,000 人 個人型確定拠出年金の加入者数 約 162,000 人</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>要望の性格上、明示困難。</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>要望の性格上、明示困難。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>要望の性格上、明示困難。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>要望の性格上、明示困難。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠出限度額引上げ 平成 15、16、19、20、21 年度 ・ 中途脱退要件見直し 平成 19、22 年度 |
| <p>ページ</p> | <p>20—3</p> |